

市民部

議案第 89 号 令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、

市民部の所管する部分について

それでは、議案第 89 号令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

はじめに、歳入について、ご説明いたします。

12 ページをお願いします。

上段、款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金、説明欄「史跡等購入費補助金」は、坂本城跡の国史跡追加指定の答申を踏まえた関連する土地の公有化に係る国からの補助金です。

続いて、14 ページをお願いします。

款 23 市債、項 1 市債、目 1 総務債、節 3 文化施設等整備事業債は、坂本城跡の国史跡追加指定の答申を踏まえた関連する土地の公有化に係る経費の財源として充当するものです。

歳入の説明は以上でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

16 ページをお願いします。

上段、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 21 自治振興費、説明欄「1 生活安

全推進費」は、本市が設置している防犯カメラの更新に係る経費です。次に、目 2 5 文化財保護費、説明欄「1 文化財保護管理運営費」は、坂本城跡の国史跡追加指定の答申を踏まえた関連する土地の公有化に要する経費です。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第 8 9 号令和 8 年度大津市一般会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。